川崎市宮前市民館体育室
ふれあいネット抽選参加グループ登録申請書

（宛先）宮前市民館長

年　月　日

標記施設利用のふれあいネット抽選に参加するため、次のとおりグループ登録を申請します。

□グループ名

□活 動 内 容

□代表者住所　〒　－

電話　（　）　市内　□在住　□在勤　□在学

□代表者氏名

□ふれあいネット利用者番号　**有効期限**（　年　月　日まで）

裏面の注意事項をすべて確認の上申請しました　□　←チェックしてください

	構成員氏名（本人自署）	ふれあいネット利用者番号	ふれあいネット利用者登録有効期限	市内	抽選参加者※市内登録の１名のみ選択
1	代表者	上記のとおり			□
2			年　月　日まで	□	□
3			年　月　日まで	□	□
4			年　月　日まで	□	□
5			年　月　日まで	□	□

委任状　次のものに本申請に係る一切の権限を委任します。

委任者（代表者）
氏名

受任者（本申請を行う構成員）
氏名
住所
電話

（市民館使用欄）
□　システム確認　年　月　日
□　市 内 人 数　名 ／ 5 名中
□　権限付与確認　年　月　日
□　代表者連絡　年　月　日
□　結果通知書受渡　年　月　日

グループ番号

有効期間
年　月　から
年　月末日　まで

本申請に係る注意事項

1. 宮前市民館体育室利用のふれあいネット抽選は、本申請における抽選参加者（1 名）のみ申込可能となります。

2. 公平に施設を御利用いただくため、同一グループを分割して複数のグループ登録を行うことや、架空のグループなど活動実態のないグループによる登録はできません。こうした登録が行われた場合、登録を取り消します。

3. 代表者と構成員は、他のグループと重複して登録することはできません。

4. 本申請で登録されたグループによる使用以外の目的で施設の抽選申込みや利用をすることはできません。登録と異なる利用実態が確認された場合、当日の施設利用をお断りする場合があります。

5. グループ登録の有効期限が切れた場合、対象施設のふれあいネットの抽選に参加することはできません。引き続き抽選に参加する場合は、所定の期日までに改めて新規のグループ登録手続を行ってください。
なお、グループ登録の有効期限内であっても抽選参加者のふれあいネット個人登録の有効期限が切れている場合は、抽選申込みができません。

6. 本申請書は、代表者または構成員が提出することができます。構成員が提出する場合は、申請書の委任状の欄に必要事項を御記入ください。

7. 各市民館・分館の施設利用のためのふれあいネット抽選にあたり、事前にグループ登録が必要となる部屋が異なります。対象となる部屋は次のとおりです。グループ登録は利用する市民館・分館ごとに申請が必要となります。

川崎市民館・労働会館体育室 1・体育室 2
※川崎市民館・労働会館は、令和 9 年 11 月に供用開始予定です。グループ登録申請の受付開始時期等は別途お知らせします。

幸市民館体育室※　（問合せ：幸市民館　電話 044-541-3910）
※幸市民館は改修工事の実施により閉館中のためグループ登録申請は令和 10 年度から受け付けます。

中原市民館体育室　（問合せ：中原市民館　電話 044-433-7773）

高津市民館大会議室及び体育室　（問合せ：高津市民館　電話 044-814-7603）

宮前市民館体育室　（問合せ：宮前市民館　電話 044-888-3911）

宮前市民館菅生分館集会室　（問合せ：宮前市民館菅生分館　電話 044-977-4781）

多摩市民館体育室　（問合せ：多摩市民館　電話 044-935-3333）

麻生市民館体育室　（問合せ：麻生市民館　電話 044-951-1300）

麻生市民館岡上分館体育室　（問合せ：麻生市民館岡上分館　電話 044-988-0268）